

固定バラストと貨物タンク間の距離に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 N 編

改正事項

固定バラストと貨物タンク間の距離に関する事項

改正理由

鋼船規則検査要領 N 編においては、固定バラストを積付ける際、固定バラスト表面と貨物タンク外面を 760mm 以上離すことを規定していた。本規定は、日本造船研究協会で作成された IGC コードの条文解釈及び国土交通省船舶検査心得の規定に基づくものであったが、国土交通省船舶検査心得における規定は、2016 年 4 月付一部改正において削除された。

日本籍船舶に要求される強制要件としての当該規定は削除されたが、本会は、固定バラスト表面と貨物タンク外面の距離 760mm を標準とし、設計の際の指針とすることとした。

このため、固定バラスト表面と貨物タンク外面の距離について、関連規定を改めた。

改正内容

固定バラスト表面と貨物タンク外面の距離は、760mm 以上を標準とするよう改めた。

改正条項

鋼船規則検査要領 N 編 N2.2.2